

理事候補者選挙実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本法人理事候補者選挙規則に基づき、理事候補者選挙の実施に関する事項を定めるものとする。

(立候補届出書)

第2条 立候補届出書には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の生年月日
- (3) 候補者の所属機関
- (4) 候補者の所属登録区分
- (5) 候補者の所信 100字程度

(推薦届出書)

第3条 推薦届出書には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の生年月日
- (3) 候補者の所属機関
- (4) 候補者の所属登録区分
- (5) 推薦者（選挙権を有する代議員2名以上）の氏名
- (6) 候補者が推薦を承諾した旨を明示するもの
- (7) 候補者の所信（推薦者が作成した推薦文） 100字程度

(候補者名簿)

第4条 選挙管理委員会は、投票日の前日から起算して14日前までに、候補者名簿を作成し、本会ホームページに掲載する。

2 候補者名簿には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の所属機関
- (3) 候補者の所属登録区分
- (4) 候補者の所信（推薦の場合にあっては、推薦者名を添えた推薦文） 100字程度

(投票無効)

第5条 次に掲げる投票は、当該票を無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないものの全票
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したものの当該票
- (3) 所定の人数以上の候補者の氏名を記載したものの全票
- (4) 被投票者を確認できないものの当該票

(順位の設定)

第6条 選挙の結果、得票の多い者から順位を付け、得票同数の場合は、年齢の若い者を上位とする。

附則

本細則の制定により、「役員選挙実施細則」は廃止する。